

〔長久手町業務評価票：平成22年度業務〕

担当課・係名	福祉課 福祉係【問合せ・質問等の先（電話・内線番号） 155】
第5次総合計画掲載	基本方針（3）基本施策（4） 障害者が暮らしやすいまちをつくる

業務の名称	長久手町通所サービス等利用促進事業補助金				
(1) 根拠法令・条例	長久手町補助金等交付規則、長久手町通所サービス等利用促進事業補助金交付要綱				
(2)実績額（千円）	年度	20	21	22見込み	23要求
	交付金額 （予算額）	0 (0)	0 (0)	1,500 (1,545)	3,045
(2) 補助率	. %（要綱要領で認められる補助率） 通所サービス・・・1事業所につき3百万円以内、短期入所・・・1,860円/回				
(4)業務期間	開始した年度	平成22年度	終了（予定）年度	平成23年度	

(5)業務の概要（簡潔に箇条書きで記載）

①業務目的（達成目標）	障害者が利用する当該対象事業のサービスの利用増進を図るとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。			
②補助対象	要綱第3条に定めるサービス提供事業所の内、要綱第4条に定める条件に適合する送迎サービスを実施した事業所			
③平成22年度実績	対象見込事業所は、町内の「かわせみ工房」の1事業所の予定。			
④団体の事業活動（団体への補助の場合）	① 障害者自立支援法に定める「生活介護」及び「就労移行支援」 ② 障害者自立支援法に定める「生活介護」、「施設入所支援」 (団体の全事業費 千円、うち補助対象額 千円、補助金充当率 %)			

⑤成果指標	成果を測る指標	指標の考え方・目標値	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	ア				
イ					

(6)遂行上の問題点、取組課題、改善方法（簡条書きで簡潔に記載）

平成22年度の申請及び実績報告の手続きを実際に踏まえたうえで検証を行う。

(7)評価	必要性	4	愛知県障害者自立支援対策等臨時特例基金市町村事業費補助金交付要綱の対象事業となる事業として実施する事業である。（補助率3/4）	総合評価 4
	有効性	4	生活弱者である障害者が事業所を利用するために係る送迎費用を利用者に負担を求めず、事業者側が負担しているため、その送迎費用の一部を支援することにより、利用者が安心してその事業所を利用できることは有効である。	